

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和2年度札幌市固定資産税地理情報システムデータ検査・構造化業務
発 注 課	財政局税政部固定資産税課
選 定 事 業 者	株式会社ティー・ユー・シー
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、不動産登記から取得する土地情報（地目、地積、辺長等）を基に別事業者が作成する地番データの検査を実施するとともに、検査後の地番データや、都市計画予定地など評価における各種補正に必要な計測図形データを札幌市固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）に対応するよう加工（＝構造化）する業務である。</p> <p>GISは札幌市の統合型地理情報システムにおける基幹システムの一つであり、その開発にあたっては、分析調査からシステム構築までの全てを、他基幹システムを手掛けた札幌総合情報センター株式会社に委託していた。</p> <p>その後、地番データ検査及び構造化に係る業務については、業務の精度向上等を図る観点から、株式会社ティー・ユー・シーに再委託され、GISの開発が進んだ。</p> <p>そして、GISが稼動した平成20年度以降、現在に至るまで株式会社ティー・ユー・シーが地番データ検査及び構造化業務を受託している。</p> <p>GISで土地評価の自動計算を行うには、地番データや計測図をGISが保持する路線価図や隣接地と接合させることが必須であり、地番データ等にGISで使用する構造化点を付設、削除等を行う「構造化」が不可欠である。</p> <p>また、構造化は、別事業者が作成した地番データが不動産登記を正しく反映し、かつ、GISに対応できる状態であるか、本市仕様に基づき適正に作成されていることを事前に検査した上で実施しなければならない。</p> <p>GISにおける土地評価の自動計算は、前述の開発の経緯から株式会社ティー・ユー・シーが構築したプログラムにより作成された構造化後の地番データを取り込むことで可能となる仕様となっている。</p> <p>そして、本プログラムについては、プログラムソース等が非公開となっているため、当該業務を他者が履行することは不可能である。</p> <p>以上から、本業務の調達競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社ティー・ユー・シーと特定随意契約を締結する必要がある。</p>	
根 拠 法 令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号
決 定 日	令和2年 3月 11日